

◎歯科鑄造用チタン合金材料の保険適用について

1、 保険適用日

2020年6月1日

2、 材料名

純チタン2種

3、 実施上の留意事項、材料点数

(1) 純チタン2種の全部鑄造冠により大白歯の歯冠修復を行った場合は、

区分番号「M015-2」に掲げる CAD/CAM冠に準じて算定する。

(準用技術料)

算定するだけですのでCAD/CAM冠ではありません

M015-2 CAD/CAM冠 1,200点

(2) 使用歯科材料料 66点

4、 材料価格算定に関する留意事項

全部鑄造冠による歯冠修復を目的として大白歯に使用した場合に限り算定で

きる。

鑄造です!

5、 特定保健医療材料の定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は承認上、類別が「歯科材料(1)歯科用金属」であって、

一般的名称が「歯科鑄造用チタン合金」であること。

(2) JIS H4650 第2種に適合するものであること。

(3) 大白歯の全部鑄造冠による歯冠修復に用いるものであること。

鑄造です!